

社会福祉法人 尚生会
介護老人福祉施設 グリーンハウスみと
運営規程

目 次

第1条 事業の目的	第12条 苦情に関する対応
第2条 運営の方針	第13条 虐待防止に関する事項
第3条 実施主体	第14条 身体拘束に関する対応
第4条 施設の名称等	第15条 ハラスメント対策の強化
第5条 職員の職種、員数及び職務内容	第16条 感染症対応の強化
第6条 入所定員	第17条 緊急時における対応方法
第7条 ユニット数と名称及び定員	第18条 非常災害対策
第8条 施設サービスの内容	第19条 業務継続に向けた取組の強化
第9条 施設サービス計画の作成	第20条 生産性向上推進の取組
第10条 利用料その他の費用の額	第21条 その他運営に関する重要事項
第11条 サービス利用にあたっての留意事項	

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚生会が開設する「介護老人福祉施設グリーンハウスみと」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護状態にある入所者に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 施設は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うものとする。
- 3 本事業の実施にあたっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健・医療・福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(施設の名称等)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人福祉施設グリーンハウスみと
- (2) 所在地 茨城県水戸市塙崎町3503番地

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名（非常勤）
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 3名以上
看護職員は、入所者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 34名以上
介護職員は、入所者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、外部委託の管理、食事の献立の確認、入所者の栄養指導及び栄養ケア計画の作成等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上（非常勤）

機能訓練指導員は、機能の低下を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上（兼務）

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成を行う。

(入所定員)

第6条 入所定員は、90名とする。

(ユニット数と名称及び定員)

第7条 施設の本事業に係わるユニットの数は、9ユニットとする。

桜町一丁目 = 10名 桜町二丁目 = 10名 楓町一丁目 = 10名

楓町二丁目 = 10名 檜町二丁目 = 10名 檜町一丁目 = 10名

檜町二丁目 = 10名 桂町一丁目 = 10名 桂町二丁目 = 10名

(施設サービスの内容)

第8条 入所の対象者は、65歳以上の方で、寝たきりや認知症などによって介護を必要とし、原則要介護認定3以上を受けた被保険者の方（要介護1・2の要介護者であっても、市町村の適切な関与の下、特例的に入所を認める場合もある）、または40歳以上65歳未満の方で、老化が原因とされる特定疾病により、要介護認定を受けた被保険者の方とする。また退所の基準として、要介護認定により入所者が「自立」又は「要支援」と判定された場合、入所者から申し出があった場合、事業所から退所の申し出を行った場合、事業所の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合、事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合により退所となる（3ヵ月以上の入院又は入院が見込まれる場合も退所となる場合がある）。

2 介護は、ユニットにおいて入所者が相互に対人関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

3 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

(1) 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助などの生活指導、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。

(2) 懇切丁寧に行うことを中心とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、サービスの提供を行う。

(4) 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

(5) 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上の入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

(6) 入所者の身体状況や栄養状態、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮した栄養ケアマネジメントを行い、食事を提供する。

(施設サービス計画の作成)

第9条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の

開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスである場合は、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。ただし、低所得者に対しては、自己負担額軽減策が設けられている。詳細は、別紙に定める利用料金表のとおりとする。

- 2 その他の費用として、次のとおり支払いを受けることができるものとする。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 施設が、前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いの同意を得ることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 入所者は次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活すること。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 施設の設備及び備品等について破損等があった場合は、管理者の判断により現状に回復する対価を、入所者又はその家族が支払わなければならないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に従うこと。

(苦情解決)

第12条 施設サービスの提供にあたり、利用者からの苦情に適切に対応するために苦情受付窓口を設置する。

- 2 提供した施設サービスのに関する利用者からの苦情申し立てに対して市町村及び苦情受付機関が行う調査・照会に協力するとともに、助言・指導を受けた場合には必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：管理者）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回）
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する対応)

第 14 条 入所者又は、他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わないこととする。

(ハラスメント対策の強化)

第 15 条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(感染症対策の強化)

第 16 条 施設は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第 17 条 施設入所中に、入所者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医またはあらかじめ事業者が定めた協力医療機関やその家族に連絡するとともに、必要に応じて 24 時間の連絡体制を確保している当施設看護師に連絡をして必要な措置を行い、管理者への報告を行う。また、事故等が発生した場合は、上記の必要な措置を行い、管理者への報告を行うとともに、入所者の保険者である市町村へ、事故内容の報告を行う。

(非常災害対策)

第 18 条 施設は、消防法等の規定に基づき消防計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続に向けた取組の強化)

第 19 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(生産性向上推進の取組)

第20条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第21条 施設は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を別紙事業計画書のとおりとする。
- 2 施設は、入所者の使用する施設や設備又は食器や飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。
 - 3 施設は、施設において感染症が発生又はまん延しないように必要な処置を講ずる。
 - 4 職員は、職務上知り得た入所者又はその家族の秘密について個人情報保護法、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し保持する。又職員でなくなった後においても、同様とする。
 - 5 施設は、入所者が重度化した場合は看取りに関しての指針に基づき、本人及び家族の意思を確認しながら、必要な都度同意を得て、医療機関との連携により看取りを行うこととする。
 - 6 施設は、入所者に対して、施設が行ったサービス提供に関する入所日からの諸記録は、退所の日から5年間保存する。
 - 7 施設は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - 8 入所者は、施設が加入する社会福祉施設賠償責任保険の対象者となる。
 - 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人尚生会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年 7月 1日から施行する。

平成17年 3月25日 一部改正。
平成17年10月 1日 一部改正
平成18年 4月 1日 一部改正
平成24年 4月 1日 一部改正
平成25年 4月 1日 一部改正
平成26年 4月 1日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正
平成27年 8月 1日 一部改正
平成29年 4月 1日 一部改正
平成30年 4月 1日 一部改正
平成31年 4月 1日 一部改正
令和 1年 10月 1日 一部改正
令和 2年 4月 1日 一部改正
令和 3年 4月 1日 一部改正
令和 3年 8月 1日 一部改正
令和 4年 10月 1日 一部改正
令和 5年 1月 1日 一部改正
令和 5年 3月 1日 一部改正
令和 5年 4月 1日 一部改正
令和 6年 4月 1日 一部改正
令和 6年 8月 1日 一部改正
令和 7年 4月 1日 一部改正

グリーンハウスみと 【介護老人福祉施設サービス料金表】

令和7年4月1日より

下記の利用料金表によって、利用者の要介護・要支援区分に応じたサービス利用料金(市町村が定めた負担割合に準じた額)とそれぞれのサービス内容の合計金額をお支払い下さい。

1. 月々のサービス利用料金

『介護保険給付対象サービス』

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金(1日)	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円
日常生活継続支援加算Ⅱ			46 円／日		
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)			12 円／日		
夜勤職員配置加算(Ⅱ)			18 円／日		
栄養マネジメント強化加算			11 円／日		
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)			3 円／月		
排せつ支援加算(Ⅰ)			10 円／月		
協力医療機関連携加算(Ⅰ)			50 円／月		
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)			10 円／月		
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)			40 円／月		
入所時加算	30 円 × 入所日から 30 日間(30 日以上の入院後の再入居も同様)				
安全対策体制加算		20 円／入所時に 1 回			
退所時情報提供加算		250 円／入院時のみ			
入院・外泊時費用		246 円／日 (6 日間限度)			
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日 45 日前～31 日前 : (Ⅰ) 72 単位／日 死亡日 30 日前～4 日前 : (Ⅰ) 144 単位／日 死亡日前々日、前日 : (Ⅰ) 680 単位／日 死亡日 : (Ⅰ) 1,280 単位／日				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記、サービス料金の合計 × 14.0% (小数点以下四捨五入)				
地域加算	上記、サービス料金の合計 × 4.5% (小数点以下切捨て)				

『介護保険給付対象外サービス』

負担限度額段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食 費	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,680 円
居住費(個室料金)	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,066 円

※1ヶ月の利用料金の目安

要介護度 負担限度額段階	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3割負担	199,994 円	207,750 円	216,059 円	223,925 円	231,570 円
2割負担	172,038 円	177,208 円	182,748 円	187,992 円	193,088 円
4段階(通常)	144,347 円	146,933 円	149,702 円	152,324 円	154,873 円
3段階②	112,851 円	115,437 円	118,206 円	120,828 円	123,377 円
3段階①	90,841 円	93,427 円	96,196 円	98,818 円	101,367 円
2段階	67,591 円	70,177 円	72,946 円	75,568 円	78,117 円

2. その他、隨時必要となるサービス利用料金

受診付添い（協力病院以外の受診に限る）	600 円/15 分
買い物代行	500 円/ 1回
証明書発行代行料	500 円/1 回
持込家電使用量（定格消費電力 300W以上 の家電使用に限る）	30 円/1 日
残置物廃棄料（廃棄量による）	15,000 円～
理容・美容サービス	実費
複写物の交付	10 円/1 枚
入院中の紙オムツ等や身の回り品	要した実費
入所者が選定する特別な食事の提供ならびに日常生活上必要となる諸費用	要した実費

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者 _____ 印

代理人 _____ 印

社会福祉法人 尚生会
介護老人福祉施設 グリーンハウスみと
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
運営規程

目 次

第1条 事業の目的	第11条 サービス利用にあたっての留意事項
第2条 運営の方針	第12条 苦情に関する対応
第3条 実施主体	第13条 虐待の防止のための措置に関する事項
第4条 施設の名称等	第14条 身体拘束に関する対応
第5条 職員の職種、員数及び職務内容	第15条 ハラスメント対策の強化
第6条 利用定員とユニット数	第16条 感染症対策の強化
第7条 短期入所生活介護の内容	第17条 緊急時における対応方法
第8条 短期入所生活介護計画の作成	第18条 非常災害対策
第9条 利用料その他の費用の額	第19条 業務継続に向けた取組の強化
第10条 通常の送迎の実施地域	第20条 その他運営に関する重要事項

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚生会が開設する「介護老人福祉施設グリーンハウスみと」(以下「施設」という。)が行う「短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業(以下、「本事業」という。)」の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な短期入所生活介護サービス(以下「短期入所サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 施設は、要支援状態または要介護状態にある利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

3 本事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(施設の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人福祉施設グリーンハウスみと
- (2) 所在地 茨城県水戸市塩崎町3503番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名(非常勤)
医師は、利用者の健康状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及びその家族等からの相談に応じ、必要な助言やその他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 3名以上
看護職員は、利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護及び緊急時の医療対応を行う。
- (5) 介護職員 34名以上
介護職員は、利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、外部委託の管理、食事の献立の確認、利用者の栄養指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上（非常勤）

機能訓練指導員は、機能の低下を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上（兼務）

介護支援専門員は、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護を含む）の作成を行う。

(利用定員とユニット数)

第6条 短期入所サービスの利用定員は原則1日10名を限度とする。ただし、併設施設の利用者の入院等の理由により、一時期に使用されないその空きベッドを利用してサービスを提供する場合は、その限りではない。

2 本事業に係わるユニットの数は1ユニットとする。

檜町一丁目 = 10名

(本事業のサービスの内容)

第7条 入所の対象者は、65歳以上の方で、寝たきりや認知症等によって介護を必要とし、要支援認定及び要介護認定を受けた被保険者の方、又は40歳以上65歳未満の方で、疾病による身体機能の衰えが著しい特定疾病者で、要支援認定及び要介護認定を受けた被保険者の方。また退所の基準として、利用者が死亡した場合、要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合、ケアプランが変更され本契約に定めるサービスが削除された場合、事業所の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合、事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合、事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又は止むを得ない事由により事業所を閉鎖した場合、利用者または事業所から契約解除をされた場合により退所となる。

2 サービスは、次条に定める短期入所生活介護計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

- (1) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助などの生活指導、機能訓練その他必要なサービスを、利用者又は家族の希望に添って適切に提供する。
- (2) 懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
- (5) 利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し必要かつ適切な介護を行う。
- (6) 利用者の身体状況や栄養状態、嗜好、提供時間等を考え、自立支援に配慮した栄養ケアマネジメントを行い、食事を提供する。
- (7) 利用者又はその家族の希望に応じ、入所及び退所時の送迎サービスを行う。

(短期入所生活介護計画の作成)

第8条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して利用する利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画の作成を

介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の職員と協議のうえ短期入所生活介護計画の原案を作成し、利用者や家族に対しその内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 短期入所サービスの利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。ただし、低所得者に対しては、自己負担額軽減策が設けられている。詳細は、別紙に定める利用料金表のとおりとする。

- 2 施設は、その他の費用として次のとおり支払いを受けることができるものとする。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 施設が前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いの同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、水戸市、ひたちなか市、大洗町、茨城町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 施設の設備及び備品等について破損等があった場合は、管理者の判断により現状に回復する対価を、利用者又はその家族が支払わなければならないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に従うこと。

(苦情解決)

第12条 施設サービスの提供にあたり、利用者からの苦情に適切に対応するために苦情受付窓口を設置する。

- 2 提供した施設サービスの関する利用者からの苦情申し立てに対して市町村及び苦情受付機関が行う調査・照会に協力するとともに、助言・指導を受けた場合には必要な改善を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：管理者）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回）

- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する対応)

第14条 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第15条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(感染症対策の強化)

第16条 施設は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第17条 短期入所サービスを提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ管理者が定めた協力医療機関やその家族に連絡をして必要な措置を行う。また、必要に応じて24時間の連絡体制を確保している等施設看護職員に連絡をして必要な処置を行い、管理者へ報告を行う。なお、事故等が発生した場合は上記の必要な措置を行い、管理者へ報告を行うとともに、利用者の保険者である市町村及び担当する居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターへ報告を行う。

(非常災害対策)

第18条 施設は、消防法等の規定に基づき消防計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続に向けた取組の強化)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」

という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 施設は職員の資質向上を図るため、研修の機会を別紙事業計画書のとおりとする。

- 2 施設は、利用者の使用する施設や設備又は食器や飲用に供する水等について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。
- 3 施設は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように必要な処置を講ずる。
- 4 職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密について個人情報保護法、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し保持する。また、職員でなくなった後においても同様とする。
- 5 施設は、利用者に対して事業所が行ったサービス提供に関する諸記録を、利用終了日から5年間保存する。
- 6 利用者は、施設が加入する社会福祉施設賠償責任保険の賠償責任保険対象者となる。
- 7 施設は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 8 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人尚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年 7月 1日から施行する。

平成17年 3月25日 一部改正
平成17年10月 1日 一部改正
平成18年 4月 1日 一部改正
平成24年 4月 1日 一部改正
平成25年 4月 1日 一部改正
平成26年 4月 1日 一部改正
平成27年 4月 1日 一部改正
平成27年 8月 1日 一部改正
平成29年 4月 1日 一部改正
平成30年 4月 1日 一部改正
平成31年 4月 1日 一部改正
令和 1年10月 1日 一部改正
令和 2年 4月 1日 一部改正

令和 3年 4月 1日 一部改正
令和 3年 8月 1日 一部改正
令和 4年 10月 1日 一部改正
令和 5年 1月 1日 一部改正
令和 5年 4月 1日 一部改正
令和 6年 4月 1日 一部改正
令和 6年 8月 1日 一部改正
令和 7年 4月 1日 一部改正

グリーンハウスみと

【短期入所生活介護・短期介護予防入所生活介護サービス料金表】

令和7年4月1日より

下記の利用料金表によって、利用者の要介護・要支援区分に応じたサービス利用料金(市町村が定めた負担割合に準じた額)とそれぞれのサービス内容の合計金額をお支払い下さい。

1. サービス利用料金

《介護保険給付対象サービス》

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金(1日)	529 円	656 円	704 円	772 円	847 円	918 円	987 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円／日						
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18円／日 ※要支援1、2の方は含みません。						
送迎加算(ご自宅 ⇄ 施設)	片道184円 往復368円						
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記、サービス料金の合計 × 14% (少數点以下四捨五入)						
地域加算(5級地)	上記、サービス料金の合計 × 5.5% (少數点以下切り捨て)						

《介護保険給付対象外サービス》

負担限度段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	1日 300円	朝食のみ 397円	朝食のみ 397円	朝食のみ 397円	朝食 480円
		昼食のみ 524円	昼食のみ 524円	昼食のみ 524円	昼食 600円
		夕食のみ 524円	夕食のみ 524円	夕食のみ 524円	夕食 600円
		1日上限 600円	1日上限 1,000円	1日上限 1,300円	
滞在費 (個室料金)	880円／日	880円／日	1,370円／日	1,370円／日	2,066円／日

※1日の利用料金の目安(家族送迎で1日3食召し上がった場合)

要支援度 要介護度 負担限度段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3割負担	5,719円	6,177円	6,415円	6,661円	6,931円	7,188円	7,437円
2割負担	5,061円	5,367円	5,525円	5,689円	5,869円	6,040円	6,206円
4段階(1割負担)	4,403円	4,556円	4,635円	4,717円	4,807円	4,893円	4,976円
3段階②	3,327円	3,480円	3,559円	3,641円	3,731円	3,817円	3,900円
3段階①	3,027円	3,180円	3,259円	3,341円	3,431円	3,517円	3,600円
2段階	2,137円	2,290円	2,369円	2,451円	2,541円	2,627円	2,710円
1段階	1,180円						

2. その他、隨時必要となるサービス利用料金

病院受診付添料	※職員の状況により対応できない場合があります。	600円／15分
居宅以外の場所への送迎代		1,840円／片道
買い物代行		500円／1回
持込家電電気料(定格消費電力300W以上の家電使用に限る)		10円／1日
理容・美容サービス		実費
複写物の交付		10円／1枚

社会福祉法人 尚生会
通所介護センター グリーンハウスみと
運 営 規 程

目 次

第 1 条 事業の目的	第 10 条 サービス提供にあたっての留意事項
第 2 条 運営の方針	第 11 条 虐待の防止のための措置に関する 事項
第 3 条 実施主体	第 12 条 苦情解決
第 4 条 事業所の名称	第 13 条 ハラスメント対策の強化
第 5 条 職員の職種、員数及び職務内容	第 14 条 感染症対策の強化
第 6 条 営業日及び営業時間	第 15 条 緊急時等における対応方法
第 7 条 利用定員	第 16 条 非常災害対策
第 8 条 サービスの内容及び費用	第 17 条 業務継続に向けた取組の強化
第 9 条 事業の実施地域	第 18 条 その他運営に関する重要事項

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人尚生会が開設する「通所介護センターグリーンハウスみと」が行う通所介護事業及び介護予防デイサービス事業（以下「通所介護事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態及び事業対象者（介護予防デイサービスにあたっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 「通所介護センターグリーンハウスみと」は、要介護状態にある高齢者及び障がい者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることとする。

2 「総合事業・介護予防デイサービスグリーンハウスみと」は、要支援状態にある高齢者及び事業対象者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが継続できるよう、必要な支援及び機能訓練を行うことにより、生活機能の維持及び要介護状態への進行を予防する。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 「通所介護センターグリーンハウスみと」
- (2) 所在地 茨城県水戸市塩崎町3503番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、事業所に対する利用の申込みに係る調整、通所介護又は介護予防デイサービス計画の作成等を行う。
- (3) 看護職員 2名以上
看護職員は、利用者の心身状態を把握し、必要な日常生活上の看護、介護その他必要な業務にあたる。
- (4) 介護職員 5名以上
介護職員は、利用者の心身の状況を把握し、日常生活上の介護、その他必要な業務にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な心身の機能の維持向上のための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 「月曜日から土曜日」。ただし、8月13日～8月15日、12月31日～1月3日を除く。
- (2) 営業時間 「午前8時00分～午後5時00分」
「送迎は含まず、サービス提供時間は午前9時～午後4時15分」
ただし家族送迎の場合、通常の営業時間の範囲内でサービス提供できるものとする。

(利用定員)

第7条 通所介護事業の利用定員は、介護予防デイサービス事業の利用者を含む1日25名を限度とする。

(サービスの内容及び費用)

第8条 通所介護の内容は次の通りとし、通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。

詳細は、別紙に定める利用料金表の通りとする。

- (1) 生活相談、機能訓練、口腔ケア、介護サービス、入浴サービス、認知症ケア、食事サービス、健康状態の確認、介護技術の指導。
- (2) 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収することとする。
 - ア) 食費
 - イ) おむつ代
 - ウ) 複写物の交付
 - エ) 行事、クラブ活動、その他利用者の選択に基づいて個別に発生する費用
- (3) 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとする。

(事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は水戸市、大洗町、ひたちなか市、茨城町、鉾田市の区域とする。ただし総合事業については、水戸市、大洗町の区域とする。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第10条 利用者が通所介護の提供を受ける際には次の説明を事前に行うこととする。

- (1) 通所介護利用日の利用料金、持参品に関すること。
- (2) 各部屋、設備を利用する際の注意事項に関すること。
- (3) 利用者の緊急連絡先、主治医に関すること。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：管理者）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回）
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情解決）

- 第12条 通所介護サービスの提供にあたり、利用者からの苦情に適切に対応するために苦情受付窓口を設置する。
- 2 提供した通所介護サービスの関する利用者からの苦情申し立てに対して市町村及び苦情受付機関が行う調査・照会に協力するとともに、助言・指導を受けた場合には必要な改善を行う。

（ハラスメント対策の強化）

- 第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（感染症対策の強化）

- 第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。

（緊急時等における対応方法）

- 第15条 通所介護を実施中に、利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、家族及び市町村介護保険課、担当介護支援専門員等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者への報告を行う。

（非常災害対策）

- 第16条 非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して毎年度定期的に避難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施する。

（業務継続に向けた取組の強化）

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業所は職員の資質向上を図るため、研修の機会を別紙事業計画書のとおりとする。
- 2 通所介護及び介護予防デイサービス計画の作成と、その計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
 - 3 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。
 - 4 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。
 - 5 通所介護の職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密について個人情報保護法、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し保持する。又通所介護の職員でなくなった後においても、同様とする。
 - 6 利用者に対して、事業所が行ったサービス提供に関する諸記録は、解約後5年間は保存する。
 - 7 通所介護の利用者は、事業所が加入する社会福祉事業所賠償責任保険の対象者となる。
 - 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人尚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成17年10月	1日	一部改正
平成18年4月	1日	一部改正
平成21年4月	1日	一部改正
平成23年4月	1日	一部改正
平成24年4月	1日	一部改正
平成25年4月	1日	一部改正
平成26年4月	1日	一部改正
平成27年4月	1日	一部改正
平成27年8月	1日	一部改正
平成29年4月	1日	一部改正
平成30年4月	1日	一部改正
令和元年10月	1日	一部改正
令和2年4月	1日	一部改正
令和3年4月	1日	一部改正
令和3年9月	1日	一部改正
令和4年4月	1日	一部改正

令和	4年	9月	1日	一部改正
令和	4年	10月	1日	一部改訂
令和	5年	4月	1日	一部改訂
令和	6年	4月	1日	一部改正
令和	6年	6月	1日	一部改正
令和	7年	4月	1日	一部改正

令和	4年	9月	1日	一部改正
令和	4年	10月	1日	一部改訂
令和	5年	4月	1日	一部改訂
令和	6年	4月	1日	一部改正
令和	6年	6月	1日	一部改正
令和	7年	4月	1日	一部改正

